

## 第3回 鳥取市市民自治推進委員会 議事概要

1 日 時 平成25年8月20日（火）15:30～17:10

2 場 所 鳥取市役所本庁舎 4階第3会議室

### 3 出席者

(1) 委 員 池井委員長、渡邊副委員長、佐藤委員、上田委員、福島委員、佐々木委員、岡村委員、坂本委員、高塚委員（順不同） 委員出席者 9名

(2) 鳥取市 安本協働推進課長、雁長協働推進課係長、竹内協働推進課主任、有本危機管理課長補佐

(3) 傍聴者 なし

### 4 議 事

(1) 協議事項

① 自治基本条例の見直しについて【資料1】

《事務局説明》

(委員長)

協議事項に入りたいと思います。最初に「自治基本条例の見直しについて」、資料1に従って、事務局の方お願いします。

《事務局説明》

(委員長)

それでは説明に従って、協議したいと思いますので、最初は、1-4ページ「答申を受けての対応方針」ですが、これについてご意見・ご質問があったらお願いします。

(委員)

1-4ページの(3)の②について、「国論を2分する課題がある」というふうに書かれているが、「この委員会では、この扱いについては一致しませんでした」ということを文面化して欲しい。それで、「今後の社会情勢の推移を踏まえながら慎重に検討する必要がある。」くらいの理由づけの方が、委員会として審議したわけなので、適当ではないかと思う。

(委員長)

事務局、修正可能でしょうか。

(事務局)

はい。この対応方針は4月の段階で前期委員皆様に、案という形でご覧をいただいたもので

す。市としての対応方針ではありますが、只今いただいたご意見を踏まえまして、委員会の議論で一致しなかったということを中心に前面に出した形で、ここの表記は若干替えさせて頂き、最終的な市としての考え方として、必要な修正をして、整理したいと思います。

(委員長)

9月5日からパブリックコメントの募集になるので、それ以前に各委員さんには送っていただいて、意見をいただくという事になりますが、それでいいですか。

その他にご意見はありますか。

(委員)

3月の自治推進委員会の答申書は、資料によると4月に議会に報告をしてもらっているようですが、議会の方で、答申案に対する反応があったのか、紹介していただきたい。

(委員長)

今おっしゃられたように、議会に答申書を出されたのと、併せて、資料1-1ページにあるように、本日、総務企画委員会に説明されたとのことですが、両方についてお願いします。

(事務局)

まず、4月に市議会それから報道機関に、答申書そのものを資料提供させていただきましたが、特に問い合わせ等はありませんでした。また、本日、市議会の総務企画委員会が開催され、その場でこの条例の見直しについて、取組み、委員会の状況、それから見直しに至った、この委員会での審議の状況等について説明をいたしました。その中で、危機管理条項の追加について以外のことですが、1点だけ確認がありました。それは、庁舎の住民投票がされる時に、住民投票条例が議会で作られた中で、永住外国人の投票資格の問題を議会の中で審議したが時間が無く、この市民自治推進委員会での議論を待ちたいということで、市議会ではまとめられなかったという経過があったのだが、答申書を見ると、両論併記という形でまとまっている。そのあたりについて、今後の見通しも含めてどうだろうか、というようなお尋ねがありました。質問された主旨としては、4年を超えない範囲で見直しを行うということがあるが、4年後に、改めて議論されて、何らかの形で住民投票条例制度が動いていくのだろうか、その辺はどういう感触だったのかと、お尋ねがありました。4年後の感触までを答えることはできませんでしたが、特に自治推進委員会で議論をいただいた、永住外国人の投票制度、投票資格について、投票資格を設けるべきだというご意見の代表的なもの、それから、慎重に考えるべきだというご意見の代表的なものを紹介させて頂きながら説明をさせていただきました。市民自治推進委員会では、答申書を提出したのでこれから4年間は何もしないということではなく、また、委員の皆様の中で必要な自治基本条例の内容についての議論はこれからあると思う、ということでお答えさせていただいています。

(委員)

この自治基本条例自体は、本当にすばらしいものができていますが、具体的な中身で今回は危機管理条項を追加するとのことですが、「市は」とか、「市長は」という部分は、行政側のことですからいいですが、「市民は」というところは、当然市民が知らないといけないと思いますが、この文面、この章自体を市民の方が読まれる機会が少ないと思いますので、例えば、自治基本条例の中で、住民自身が自分でやらなければならないことをまずPRしていただければどうかと思います。これは、大変いい条例ですが、住民に伝わることをまず考えて頂かないと、せっかくのものももったいない感じがします。普段から自治会長でも、まちづくり協議会長で

も、こういうことをPRしていただくように伝えていただければ、条例を作られた効果があがると思います。

(委員長)

ありがとうございました。制度ができた後から広報について色々議論や担当課の方でも一生懸命やってこられたのですが、副委員長が発言されたように、今後どのように条例全体のPRについて取り組むのか、それに対する答弁をお願いしたい。

(事務局)

条例全体で、市民の責務等を規定している部分を、市民の皆さんに理解して頂くという事ですが、条例制定時に比べると、段々と制度が定着し、PRする機会も一般的なPRで終わっている部分もあったかと思う。新たな条項を追加するきっかけで、また改めて、他の条項も含めて市民の皆さんに自治基本条例の内容について、通常以上にお知らせしていくことを考えていきたい。

(委員)

解説案の災害等の内容ですが、県西部では、原発の問題で仮に原発事故が起きた時にはどう対応するかということで訓練等も実施しておられますが、そういうことは、解説案の中で読み込むということでしょうか。市民の方の関心も高いと思うが、福島でも起きている事故あり、松江の方の原発事故も想定しながら動いている状況であるので。そのあたりはどうでしょうか。

(委員長)

この問題については、危機管理課の方がみえているので、原発事故との関係も含めてお願いします。

(危機管理課)

只今のご質問のとおり、原発に関わる部分につきましては、すでに昨年度の地域防災計画の見直しの中で、ある程度計画そのものは出来ています。ただ、鳥取市においては、一番影響が及ぶのは島根原発ですが、距離がある程度離れていることもあって、どちらかと言うと、放射能そのものに対する避難ではなく、県西部地域の住民の方を避難者として受け入れるための計画になっていて、原子力災害に関わって、鳥取市においての避難であるとか、身を守るとかは、現在の所は想定されていません。それで、テロ等という表現にしたのは、何がこれからの時代起こるかわかりませんので、すべて例示しますと、とてもこのページだけでは足りない事案がたくさん身の回りで起こっていますので、条例とか解説は、どうしても「等」で括らざるを得ないというのが、危機管理課としての見解です。

(委員長)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員長)

それでは、この1-4ページに対する対応方針、これについてももしご意見ないようでしたら、了解したということにさせていただきます。次に、元に戻りますけど、1-2ページで「危機管理」条項について、解説案についてはすでにご意見がでておりますが、さらに付け加えてご意見なりご質問等ありましたらお願いします。

(委員)

文言はこれでいいと思いますが、先ほどご質問のあった、解説案の関係で気になるところがあります。質問が重複するかもしれませんが、武力攻撃・テロとか、ここまで含んでしまいませんか。ここまで書いてしまうと抵抗がある人もいないかと思えます。原発被害は射程に入れるということで、まちづくりとして、そういった備えに対応していくということ自体必要だと思いますが、そこからさらに国防という事に入っていくことは、必要性は否定しませんが、ここまで書いてしまうと、ためらいを覚える人が出てこないかなという所は気になります。敢えてここまで書かなくてもいいのではないかという気がしましたが。どうでしょうか。

(委員長)

実際にそういう法律があり、市長の役割というのがその法律の中に書いてある以上は、解説の中に書いておく必要があるのではないかと考えますが。

(危機管理課)

今言われたように、国民保護法に基づいて、鳥取市では国民保護計画というのを別に策定して、平成18年度以降、ある特定の地区を選定して、国民保護訓練を行っています。その想定は、日本海から国籍不明の武装グループが上陸をして、住民を拉致して、あるところに立てこもったという設定を作って、そこにおられる住民を自衛隊、警察、消防の協力のもとで避難させ、対処するというようなものです。去年は豊実地区でやりましたし、今年は国府地区でやろうとすでに計画をしていますので、あまり想定はされないとと思いますが、今、何が起こるか分からない時代ですから、武力攻撃だとか、テロから市民を守っていくのが危機管理課としての姿勢です。

(委員)

今、言われた程度の話ならいいと思いますが、それを超えて自衛隊とか、基地とかという話になると、あるいは連想されるような記載は避けた方がいいかなという意味です。

(委員長)

わかりました。解説の扱いに十分に気を付けていただくという事で考えてください。

(委員)

規定を設けることは結構ですが、危機の前提自体を鳥取市としてどう捉えるかというところがあると思う。一番わかりやすいのが台風・津波・地震・大火である。事例としてこういう、四方を海に囲まれているが、北朝鮮からはテポドンが飛んでくるくらいの距離であるのが、そういう武力的なことへの危機、あるいはテロへの危機というのは、例として挙げるのはどうでしょうか。国防の問題であって、我々が一般的に考えてきた危機管理とは、除外というか、切り離してもいいんじゃないかと思う。

(委員長)

国民保護法の中に、市長の役割というものがあるので、市としては、やはりこれに備えるということもあるし、現実によりうることなんで、書かなければ書かないで済むのですが、やはりここでは法律に従うべきではないか。県でも、三朝町でこの保護法に基づいて訓練をやったこともあり、危機管理課としては、そこまで含めて考えておかないとだめかなと思うのですが。

(委員)

法律で定められている活動の範囲だということと表現できれば、それで特に異論も出ないと思いますが、もっと広い、例えば、中には基地を誘致するまちづくりなんかもあるらしくて、そういうような話まで連想される事態が返ってこの条例改正案に反発を招く可能性があるかと、

そのあたりを危惧しているわけです。その辺をうまく書き分けられればいいと思いますが、法律に書いてあるし、当たり前のことでもありますので、敢えて論議を起さなくてもいいんじゃないかということです。

(委員長)

武力攻撃事態の後に、カッコして、国民保護法ということで根拠法を入れておいたら、今のよう疑問は無いと思いますけど。危機管理課の方どうでしょうか。

(危機管理課)

そもそも、危機管理という条項となると、やはりこういったものは外せないです。自然災害などに限れば、災害対策基本法という法律がありまして、それに基づいて我々が動いているということがありますが、危機管理条項ということで提起を頂いたのであれば、やはり、考える危機事態は書いておくべきだと思います。先ほどテポドンの話もありましたが、北朝鮮が核実験を行ったり、ミサイルを発射したり、という事態があれば、我々は待機しています。知られていないが、24時間、市役所に詰めて、情報収集をするということを仕事としてやっています。テポドンは飛んでこないよと、市民の皆さんはおっしゃるかもしれませんが、万が一に備えて我々が対応しているのですから、市民の皆さんは関心が無いということがあると思いますので、やはり認識をしていただく意味では、書いておく必要があると思います。

(委員)

昨年度、危機管理の条項について話をした時には、1-2ページの一番最初の所で、「東日本大震災以降、危機管理に対する市民の関心や意識の高さを考慮し、」というように、出された時の提案というのは自然災害だったように思う。国民保護法のような話は今回初めて聞いたような気がしますし、知らない所で、そこまで含めての危機管理ということに、いつの間になったのかなという思いです。

(委員長)

この危機管理については、自然災害については、皆さんご承知だが、国民保護法については、実際、訓練に当たってれば別ですが、あまり知られていない。しかし、国そのものがそれを想定しているということなので、含めるべきだと思う。ただ、武力攻撃事態というのが、唐突な感じがするので、市民に了解してもらおうと思うと、その前提として、カッコ書きで国民保護法による武力攻撃事態だとした方が範囲も狭まり、先ほども言われたように鳥取市に自衛隊を持って来ようじゃないかという議論に発展していくことを防ぐと思いますが、どうでしょうか。

(委員)

解説にこれを記載するということですが、他の法律で、鳥取市とか県とかで、これは謳っていないのか。ここまで詳しく書かなくても、ちょっと解釈しにくい部分を外しても、そういう法律がありますよで通ると思うが、何もそういう法律がないのであれば、書いておかないといけないのですが。鳥取市で危機管理に関する他の法律がありますか。

(危機管理課)

先ほど申し上げたように、我々危機管理課は、主に災害対策基本法・災害救助法・国民保護法に基づいて動いています。もっと広く言えば、消防法であったり、河川法であったり、そういった法律のもとで、市がやらなければならないことをやっていくといったことでありますので、そういう意味では、危機管理条項というのは、当たり前のことがここには書かれていますと

と思いますが、危機管理課として、これを絶対入れてくれということを行っているのではなくて、せっかく作るのであれば、ある程度想定されるものは示しておいた方がいいのではないかといいこととして、これは絶対必要ないと委員の皆様がおっしゃるのであれば、やぶさかでもないと思っています。

(委員)

24年度事業で、市の防災計画というのを作ったはずだが、そこで考えた危機管理というのはどういう条件というか、はっきりいえば、テロ行為だとか、侵略されたとか、そんなことも想定しているのか。

(危機管理課)

先程から何回も申し上げておりますが、自然災害、地震・津波・風水害については、鳥取市地域防災計画の中でしっかりと書いておりますし、テロとか武力攻撃につきましては、国民保護計画という別の計画も作っていて、その中で対応していくということです。それは、先ほども申し上げた法律に基づいて市が作っている計画でありますから、計画なり法律なりで危機管理課が動いておりますから、条例でわざわざ提示する必要というのはどうかというのは、元に戻ってしまいますが、でも、せっかくここまで議論が煮詰まっているものですから、ある程度市民の皆様にはわかりやすい内容で作っていくというのは大事な事なのかなと思っています。

(委員)

自衛隊の派遣を要請する時は、都道府県知事だったり、総理大臣の指揮命令によって、災害復旧の時もそういう手順でやるのだが。例として書かなくても、国民保護法による日本国民の生命財産を保護するような仕組みの法律があるのであれば、条例に書かなくても、そういう法律でカバーされるのではないかと。

(委員長)

これは、条文の内容ではなく、解説ですので、市民にわかりやすくということで、だから、市民も意識しておかなければだめだということで、事務局が入れられたんだと思うんです。やはり、法律で書いてあるし、市長としての役割が謳ってありますので。

(委員)

先ほども申しましたが、ニューヨークで起きたようなテロが、鳥取の地方都市の空港で何らかのアクシデントで起こるかもしれない。むしろ地方都市のほうが狙われる可能性があるようなことで、緊急配備をした。その時に私も経験をしたので、本当に今の世の中何が起きるかわからないというのは、市民の皆さんそういうことは思っていらっしゃると思います。自然災害以外のことで、色んな状況があって、特に今、非常に国際的にゆれ動いている時でありますし、行政側も市長も市民も3者でそれぞれの立場で取組をしましょうというのが自治基本条例の精神ですよ。そういうことであれば、現状皆さんが認識していただくという意味でも、ここに明記されて当然だと思います。

(委員)

災害対策基本法とか、国民保護法とか色々ありますが、市民、住民が直接目に触れるのは、自治基本条例などの自分達に身近なものだと思う。国民保護法とか専門的なことは、普段読みだり目に入ることはないので、解説案に具体的に入れられるのはいいと思う。

(委員長)

両方のご意見を頂いて、武力攻撃自体だけが独り歩きしないようにという危惧を持っておら

れたので、私がさっき言ったように、武力攻撃事態の後に国民保護法というのをカッコ書きするなり、注書きするなりしておいたら、自衛隊の基地とかという議論に展開しなくて済むのではないかと思う。検討いただきたい。

色々議論して頂いたのですが、その他に危機管理で、今の解説以外にありませんか。特になかったら、今の宿題を残して、了解をしたということにしたいと思います。

## ② 市民活動フェスタの実行委員の選出について【資料2】

(委員長)

それでは、次の、市民活動フェスタ実行委員の選出について、事務局の方でお願いします。

《事務局説明》

(委員長)

今、事務局の方から説明がありましたように、この委員会の方でも誰か1人選出する必要があるのですが、どのようにしたらいいでしょう。どなたか立候補して頂けませんか。来年のフォーラムの準備・計画も含めて出ていただけたらありがたい。

(委員)

当日の表彰の運営とかも全部やるのか。

(委員長)

表彰の運営とかは、事務局の方でやってもらえるのか。

(事務局)

当日の運営については、事務局の方でお手伝いさせていただきますが、主にお願いしたいのは実行委員会に出席し、内容についてご議論をしていただきたいというものです。去年、表彰と活動団体の事例発表をしたのですが、人がなかなか入っていただけなかったということがありましたので、今年は違ったやり方で何かということで、ご意見等いただければと思います。ただ、フェスタ実行委員会の内容については市民自治推進委員会でも報告をさせていただき、委員の皆さんにもご意見をいただきましたものをフェスタ実行委員会の方に反映させていくということも考えていまして、一人の方にすべて負わせるというものではありません。

(委員)

委員の皆さんで当日運営するんですね。

(事務局)

昨年におきましても、出席していただける方に出ていただいたという感じです。

(委員)

では、やりましょう。

(委員長)

高塚委員さんから、手を挙げていただきましたので、よろしくお願いします。もし、実行委員会に出席できない場合には、誰か代わりに出席するという事にしましょう。

高塚委員に決定。

③ 先進的活動団体との勉強会について【資料3】

では次に。先進的活動団体との勉強会について【資料3】事務局の方をお願いします。

《事務局説明》

(委員長)

非常に抽象的な話になるが、3-1ページに戻りまして、候補となる団体、それから、考えられるテーマの中で絞っていく必要があると思いますが、どういう候補にするのか、ご希望等ありましたらお願いします。

(委員長)

これはいつになりますか。

(事務局)

当初の計画は、委員会6回開催の予定で、その中の第3回の8月ぐらいを考えておりましたが、昨年の状況を考えると勉強会自体にかなりの時間を要しますので、委員会を1回増やして単独で開催すべきかなと思います。日程的には初めにご議論を頂いた、条例のパブコメが9月に終わり、その案についての審議、それに加え、市民活動表彰を8月現在募集中ですので、それについての審査等も入ってきます。色んなイベント等があって、調整をしていかないといけないんですが、11月くらいに1回この勉強会について開催となるかなと思います。

(委員長)

今の与えられた資料では抽象的すぎるし、例えば、候補となる団体でもこういう所で、プレゼンテーションできるような団体となると限られてくると思う。来月までテーマを延ばして検討してもらえませんか。こっちがいいと言っても、向こうがダメといたら意味ないので。少しユニークな活動をされている所を提案していただけないか。

(事務局)

これは、まちづくり協議会の中でということによろしいでしょうか。

(委員)

中身、内容によると思う。まちづくりのために取り組んでいる内容で、魅力があるところをお願いしたい。資料見る限り、大変盛りたくさん活動している団体が、おそらく旧市内で取り組んでいる課題と中山間地で取り組んでいる課題に違いがある気がする。例えばこういう事は可能ですか。旧市内の中で、非常に魅力があり、参考になるような活動事例を2、3団体、それから、新市域から2、3団体出して、2回に分けて内容を聞かせて貰うというのはどうか。

(委員)

まちづくり協議会というのは、約60団体あるのですが、これは、従来ある自治会組織でつくっていた各種団体が全部入って協議会を組織している。しかし、その実態は、中に入っている団体がそれぞれで活動している。例えば、防災を主にしているところとか、伝統芸能を主にしているところとか、地域の産業を主にしているところとか、特に中山間地の取り組みは参考になるかもしれませんが、資料を見たらわかりますけど、盛りたくさんの方の行事がいっぱいあり

ますが、ほとんどが中身が無いんですね。国府町の宮下や佐治、旧市内でも山間部の方で神戸や明治あたりは色んなことやっておられて参考になるが、他の所は団体の寄せ集めになってしまっている。やっぱり、市の担当課の方で選んでいただいたらどうかと思う。

(事務局)

何団体か候補団体をピックアップをして、事前にメールや手紙で情報提供し、その中でご意見をいただくという方法を取らせていただく。回数は、委員で決定して頂ければと思う。まずは、候補団体のピックアップをして、事前に資料提供させて頂く。

(委員)

私の個人的な希望ですけど、候補として選んでもらうには2つの方法で選んでもらいたい。一つは防災について、もう一つは、地域に埋もれている遺産の保護による活性化と特産品に取り組んだという2つについて推薦していただきたい。

(委員)

希望ということで検討して頂きたい。そもそも、去年は市外での取り組みについて研修会をし、鳥取市への政策に役立てるとということが趣旨だったと思います。昨年度は、市内で活躍している団体との勉強会ということで落ち着いたですが、先ほどご意見があったように市内のまちづくり協議会は、似たような活動をしている。私は少ない情報の中でですが、朝来市の与布土地区に研修に行ったときは、もちろん地域の特性を生かしつつということだが、朝来市そのものが、ある地区には何百万という予算を協議会に出し、この枠内で活動しなさいではなく、この事業に必要な事業費をあげるから頑張りなさいという活動の方法をしている。それとコミュニティビジネス、自分たちの地域の財産を活かして経済の活性化を図っているというところを学んだ。実際にここで話を聞くというより、行ってそういう状況を聞いてはという提案です。鳥取市のまちづくり協議会にどのように活かせ、どこをどうやったら皆元気になれるのか、一つの案としていただきたい。

(委員長)

今のご意見で事務局で検討してみただけですか。以上で協議事項を終了させていただきます。

(2) その他

次回日程

(事務局)

今回は10月9日のあたりで日程調整させていただきます。

6 閉会 17:10